

## 4 静岡県青少年問題協議会設置条例

制定	昭和 28 年 10 月 13 日 条例第 58 号
改正	昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号
	平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号
	平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号

静岡県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

静岡県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

一部改正〔昭和 35 年条例第 25 号〕

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（家庭裁判所の職員を含む。以下同じ。）のうちから、知事が任命又は委嘱する。

3 前項の規定により、学識経験がある者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- 11 委員及び専門委員は、非常勤とする。  
一部改正〔平成12年条例第67号〕  
(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、別に知事が定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）

別表中

「

静岡県青少年問題対策協議会	青少年の指導、保護及び矯正についての総合的施策に関する事項の調査審議に関する事務
---------------	--

」を削る。

#### 附 則（昭和35年7月13日 条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

#### 附 則（平成12年12月26日 条例第67号）

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

#### 附 則（平成26年3月28日 条例第14号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。